

平成29年度 第5回庁議要旨

日時：平成29年6月6日（火）

午後3時～午後4時

会場：第1・2委員会室

[審議事項]

1 震災伝承計画（案）及び震災遺構整備方針（案）について（復興政策部）

平成28年3月に、旧門脇小学校校舎及び大川小学校旧校舎を震災遺構として保存することを決定した。平成28年7月に、両校舎の整備内容を検討するため、それぞれの施設毎に、有識者、地域住民、NPO、行政によって構成される「震災遺構検討会議」を設置し、参加者からの意見を集約してきた。

また、平成28年7月に、本市で震災伝承計画を策定するにあたり、幅広い意見を反映させるため、有識者、地域住民、NPO、行政によって構成される「震災伝承検討会議」を設置し、参加者からの意見を集約してきた。

震災による深い傷跡、悲しみの記憶及び震災を通じて得た教訓を風化させることなく後世に伝えるため、石巻市震災伝承計画を策定するとともに、旧門脇小学校校舎及び大川小学校旧校舎を震災遺構として保存・整備するため、それぞれの施設毎に、震災遺構整備方針を策定するもの。

(1) 主な内容

① 石巻市震災伝承計画の策定

ア 目的

本計画は、「石巻市震災復興基本計画」の理念に基づき、重点プロジェクト「未来への伝承プロジェクト」に定めた「津波の恐ろしさを市民に、そして訪れる多くの人に傳承していくため、震災記念碑やメモリアルパーク等を整備するとともに、震災施設の伝承保存や震災体験等を語り伝える仕組みを構築」の具現化に向けた事業推進を支えることを目的とする。

イ 基本理念

東日本大震災の最大の被災地である石巻市は、
かけがえのない大切な命を守るため、
震災の事実と教訓、復旧・復興への思いを、
世代を超えて、地域を越えて、すべての人々へ伝え続けます

ウ 基本方針

- (ア) 継続的な資料の収集と利活用の推進
- (イ) 震災（防災）に関する学習の機会の創出
- (ウ) 国内外へ震災の経験と教訓の発信
- (エ) 慰霊・追悼の場を整備
- (オ) 伝承活動の場を整備
- (カ) 持続的活動を支える推進体制の構築

② 震災遺構整備方針の策定

ア 旧門脇小学校校舎

(ア) 旧門脇小学校校舎の震災遺構整備方針

(イ) 本校舎の保存・整備方針

(ウ) 本校舎以外に関する整備方針

(エ) 事業スケジュール

イ 大川小学校旧校舎

(ア) 大川小学校旧校舎の震災遺構整備方針

(イ) 本校舎の保存・整備方針

(ウ) 本校舎以外に関する整備方針

(エ) 事業スケジュール

(2) 今後の予定

平成29年	6月	市議会全員協議会への説明
	9月	市議会第3回定例会へ基本・実施設計費の補正予算を提案
	10月	基本・実施設計着手
～平成31年2月		
平成31年	4月	整備工事着手
平成32年	2月	整備工事完了
	4月	一般公開

2 用途廃止・行方不明等の状態の軽自動車等に係る課税取消又は課税保留について（財務部）

「軽自動車税は、主たる定置場所在の市町村において、その所有者に課する」と地方税法で規定され、賦課徴収に関する申告又は報告の義務が併せて規定されている。

東日本大震災では、使用不能や所在不明の軽自動車等は、「課税取消し申出書」の提出を受け、登録廃止の処理を待たずに、宮城県と同様に平成23年度分以降の課税取消し処理を特例的に行ったが、この他に用途廃止や行方不明等の状態にあるにもかかわらず、道路運送車両法の規定による永久抹消登録又は石巻市市税条例の規定による申告が行われない軽自動車等が存在しており、適正な課税をする上で、支障が生じている。

課税することが適当でないと認められるものについて、課税保留又は課税取消をすることにより、課税の適正化を図るもの。

(1) 主な内容

課税取消の原因として「被災又は事故車」「解体済車」、課税保留の原因として「盗難車」「所有者又は車両が所在不明」「相続人不在」「車検切れ1年以上経過車」を規定する。

また、「課税保留」の決定後、一定期間を経過した場合に「課税取消」とすることができるようにする。

(2) 今後の予定

平成29年6月 「(仮称)石巻市軽自動車税課税保留等に関する要綱」を制定
(告示の日から施行)

3 証明書等コンビニ交付サービス導入について（生活環境部）

平成28年1月のマイナンバー制度開始に伴い、国からマイナンバー（個人番号）カードによる証明書コンビニ交付サービスにより、国民に利便性を実感してもらうため積極的な導入検討の要請があり、石巻市社会保障・税番号制度推進本部会議においても制度開始後に導入を検討することとされていた。

また、現在設置している、証明書自動交付機の保守業務が平成31年1月末で契約満了となることから、市民サービスの低下も解消される。

マイナンバーカードを用いて、全国のコンビニエンスストアで各種証明書の交付を受けられるサービスを導入することにより、市民サービスの向上及び証明書交付窓口の混雑緩和を図るもの。

(1) 主な内容

【コンビニ交付サービスの概要】

証明書交付開始：平成30年7月1日（予定）

利用可能日時：月1回程度のメンテナンス日及び12月29日～1月3日を除く毎日
午前6時30分～午後11時（全国共通）

利用可能な市民：「マイナンバーカード」を所有し、利用者証明用の暗証番号を登録している者

証明書の種類及び交付手数料（予定） (円)

住民票の写し	印鑑登録証明書	戸籍証明書	戸籍の附票	課税（所得）証明書
300	300	450	300	300

※証明書交付手数料のうち、コンビニエンスストアの委託手数料は1通につき115円である。

※交付手数料から委託手数料を引いた差額については、J-LISを經由して石巻市に振り込まれる。

※「J-LIS（地方公共団体情報システム機構）」

⇒ 地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うために、地方公共団体が運営する組織

(2) 今後の予定

平成29年	6月	市議会第2回定例会にコンビニ交付システム構築費用等の補正予算を提案
	7月	契約及びシステム開発
	7月～	証明書コンビニ交付サービス開始の啓蒙及びマイナンバーカードの普及推進
	12月	市議会第4回定例会に石巻市印鑑条例等の一部改正を提案
平成30年	7月	コンビニ交付サービス開始

4 石巻市立飯野川第二小学校跡地の活用について（産業部、教育委員会）

東日本大震災によって、人口流出には一向に歯止めがかかっていない状況にあり、震災前後の経済センサス調査結果において、事業所数及び従業者数は大幅に減少しているなど、新たな雇用創出のための取組が必要となっている。

そのため現在、雇用創出に向けて創業支援などに取組んでいるところであるが、更なる産業の振興と雇用の創出に向けて企業誘致のための支援拡充が求められている。

遊休財産となっている廃校を有効利用し、新たな企業の立地による産業の振興と雇用の創出を図るもの。

(1) 主な内容

現在、遊休財産となっている石巻市立飯野川第二小学校跡地への企業誘致を推進することで、遊休財産の有効活用、企業誘致による産業の振興及び雇用の創出に資する。

なお、施設として有効利用が見込まれる校舎を除き、財産処分制限期間を満了している屋内体育施設及び屋外プールについては老朽化が著しいこともあり、解体・撤去を行う。

(2) 今後の予定

平成29年6月 市議会第2回定例会に屋内体育施設及び屋外プールの解体・撤去予算を提案

9月 市議会第3回定例会に学校敷地に存在している国有地の既往使用料、取得費のほか、当該財産を売却するための不動産鑑定費用の予算を提案

平成30年2月 市議会第1回定例会に財産処分等の議案及び予算を提案

5 石巻商工会議所会館建設費補助について（産業部）

商工会議所の事業活動の拠点である石巻商工会議所会館は、昭和45年12月に現在地に竣工して以来、45年にわたり使用してきた。

東日本大震災によって、当所会館も津波による浸水等の被害を受けたが、応急修繕を施し、市の産業経済の復興に向けて様々な復興事業を展開してきたが、老朽化に伴い、現会館利用者や当所職員の安全確保が極めて難しい状況になってきたことから、新たに商工会議所会館を建設することとなった。

新会館を建設することで、今後さらに地域全体の活性化、新たなまちづくり等の活動を展開する地域経済の拠点として発展が見込まれ、建設費の補助をすることにより商工会議所の負担軽減と中心市街地の街づくりを支援するもの。

(1) 主な内容

【支援内容】

建設補助金 5,000万円(下記により算出)

① 総事業費から解体経費を除いた建設費のうち、テナント部分等を除いた面積を対象
770,000,000円(建設費)×0.459(テナント部分等を除いた面積割合)
=353,430,000円

② ①から国・県の補助金を控除

353,430,000円－253,042,246円＝100,387,754円

③ ②に石巻市中小企業復旧補助金の補助率(1/2)を準用

100,387,754円×1/2＝50,193,877円≒5,000万円

【新会館概要】

施設の所在地	中央二丁目82番1（北日本銀行跡地等）
用地面積	約1,858㎡
施設内容	鉄骨造 3階建て 延床面積1,873.65㎡ 1階：200名以上収容可能な大ホール （間仕切りすることにより3つ会議室として使用可能） 2階：事務室、会頭室、特別会議室 3階：テナント

【石巻商工会議所 会館建設資金計画】

① 建設関係総事業費	974,129,840円	（既存施設の解体経費を含む）
② 建設資金計画		
（内訳）補助金	253,042,246円	※国庫補助金 238,042,246円 県補助金 15,000,000円
自己資金	130,000,000円	（商工会議所負担金）
長期借入金	300,000,000円	
会員負担額	291,087,594円	

(2) 今後の予定

平成29年 6月	市議会第2回定例会に補正予算を提案
11月	新会館完成予定

[報告事項]

1 保育所等の利用者負担の軽減について（福祉部）

幼児教育の段階的無償化に向けた取組みの一環として、保育所等の利用者負担について、子ども・子育て支援法施行令の一部改正により、所得の状況、世帯の状況等に応じ、軽減されることになった。

低所得世帯・多子世帯等の経済的負担の軽減を図るため、利用者負担の軽減措置を実施し、幼児教育・保育の無償化に向けた取組みを推進するもの。

(1) 主な内容

① 多子世帯にかかる特例措置の拡充

ア 対象

市町村民税非課税世帯（1号認定子どもについては所得割非課税世帯を含む。）の第2子

イ 内容

保育料（現行は本来の保育料の半額）を無償とする。

② ひとり親世帯等に係る特例措置の拡充

ア 対象

支給認定を受けた保護者又は当該支給認定を受けた保護者と同一の世帯に属する者がひとり親世帯等に該当する場合において、市町村民税所得割合算額が、

- ・教育認定子ども（1号認定子ども）については77,101円未満の者
- ・保育認定子ども（2号・3号認定子ども）については48,600円未満の者、48,600円から77,100円までの者

イ 内容

保育標準時間の保育料月額、現行の保育標準時間の保育料月額が新しい国の基準額を上回る場合には国基準額と同額とする。

保育短時間の保育料月額は、国の基準額に関わらず、同階層の保育標準時間の保育料月額の概ね11分の8とする。

※市の保育短時間の保育料は、全ての階層において、保育標準時間の保育料の概ね11分の8で設定している。

(2) 今後の予定

平成29年6月 石巻市認可保育所等の保育料に関する条例施行規則の改正

(適用日：平成29年4月1日)

2 施設維持事務所の移転について（建設部）

施設維持事務所については、現在、市営日和が丘復興住宅（旧石巻市役所）東側に仮設事務所を設置し、近隣に道路維持作業車等の車庫、作業場、資材倉庫等を設置しているところであるが、仮設事務所以外の施設については、宮城県が実施している都市計画道路「大街道石巻港線」の道路事業用地となることから、譲渡協力を要請されている状況にある。

施設維持事務所等に移転整備することで、道路及び関係施設等の適正な維持管理の継続と、社会基盤であるインフラの安全性の確保を図るもの。

(1) 主な内容

【新施設概要】

施設の所在地 石巻市門脇町一丁目48番15、48番18、48番25、48番33

用地面積 1,189㎡

施設内容

- ・事務所、車庫 鉄骨造 2階建て
1階：車庫 延床面積180㎡程度
2階：事務所 延床面積180㎡程度
- ・資機材倉庫兼作業所 鉄骨造 平屋建て
延床面積200㎡程度

(2) 今後の予定

平成29年 6月 市議会第2回定例会に関係予算を提案
宮城県と補償契約締結

平成30年 9月 移転工事完了

10月 新施設での業務開始

[その他]

・大型客船ウェルカムフェスタ2017について（建設部）

以 上